

大和市告示第54号

大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市ファミリーサポートセンター事業実施要綱（平成23年大和市告示第62号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「該当する児童（」の次に「小学校3年生までの児童であり、かつ、」を加える。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。